

弁済 宅建 H11-05-3 《#763》

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bに対して不動産を売却し、所有権移転登記及び引渡しをした。Bが、「AからDに対して代金債権を譲渡した」旨記載された偽造の文書を持参した取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するDに弁済した場合で、Bが善意無過失であるとき、Bは、代金債務を免れる。

【答え】 正しい

《ポイント》 受領権者としての外観を有する者に対する弁済【★基礎必須】

受領権者以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。（民法 478 条）

受領権者 ⇒ 債権者・弁済を受領する権限を付与された第三者